

賦課期日は4月1日

# 軽自動車の変更手続きはお早めに

軽自動車税は4月1日現在で市に登録されている所有者に課税されます。

また、廃車手続きをしないまま軽自動車税が課税されている車両がないかどうか、昨年の納税通知などで確認をしてください。

既に所有していない車両でも、廃車手続きや名義変更も、軽自動車税がかかりますので、車両を手放した際などは必ず手続きをしてください。

◆変更手続きが必要な場合  
◆市外への引越等により軽自動車の主として駐車する場所を変更した場合



軽自動車では、一定の条件に該当する場合は、申請により一人1台まで軽自動車税が減免されます。

◆新たに減免を受けようとする場合は、申請手続きが必要です。

◆障がい等級などにより、該当にならない場合があります。障がいをお持ちの方のため使用される軽自動車が、生計同一のご家族の所有の場合、障害をお持ちの方が18歳未満か、知的または精神の障がいをお持ちの場合は、その車が減免対象となります。

◆普通車の減免を受けている場合は軽自動車税の減免は受けられません。  
※申請方法や詳細は、市役所税務課へお問い合わせください。

## 車種別受付窓口一覧

車種	手続き場所 問い合わせ先
四輪・三輪の軽自動車 (乗用・貨物)	○軽自動車検査協会長野事務所 ☎ 026-244-4563
軽自動車二輪 (126～250ccのバイク)	○長野県軽自動車協会 ☎ 026-243-1967
<b>上記車両の名義変更、廃車手続き代行</b> ○長野県自家用自動車協会飯山支部(飯山商工会議所内) ☎ 0269-62-5949 (※新規登録不可 ※代行手数料あり)	
二輪小型自動車 (251cc以上のバイク)	○長野運輸支局 ☎ 050-5540-2042
125cc以下の原動機付自転車 農耕作業車・小型特殊自動車 (飯山市ナンバーの車両)	○飯山市役所税務課 市役所1階5番窓口 ☎ 62-3111 内線 161・162

◆廃車した場合  
◆他人に譲り渡した等で所有権が移転した場合  
※手続きの受付窓口は車両の種類によって異なります。手続きの方法や必要書類等は、該当の場所へ直接お問い合わせください。  
◆障がい者等減免申請について  
身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方が所有する

# 「飯山市放送番組審議会」 公募委員募集

市では、飯山市ケーブルテレビ(愛称:iネット飯山)の放送番組の適正化を図るため、「飯山市放送番組審議会」を設置しています。これは、放送番組の向上と改善を図るため、放送法およびその規定を準用する有線テレビジョン放送法等により、設置が義務付けられているものです。

この審議会には、広く市民の意見を反映させるため、市民の方からも委員に変わっていただくこととし、このことについて積極的な意見を述べていただける方を募集します。市民の皆さんからの応募をお待ちしています。



【お問い合わせ・お申し込み先】  
企画財政課 情報管理係 〒389-2292 飯山市大字飯山 1110-1  
☎ 62-3111 内線 394 e-mail:kikaku@city.iyama.nagano.jp

- 募集人数 2名
- 受付期間 2月15日(火)～3月15日(火)
- 報酬等 会議出席に応じ、市が定める報酬額
- 委員任期 平成23年4月1日から平成25年3月31日
- 募集資格 次の①から⑥の要件に該当する方
  - ①飯山市に住所登録している20歳以上の方
  - ②他の審議会等の公募による委員に選任されていない方
  - ③行政区加入など、地域活動に積極的に参加している方
  - ④飯山市の職員および議員でない方
  - ⑤市税等を滞納していない方
  - ⑥iネット飯山に加入申込みされている方で、放送番組についてご意見をお持ちの方
- 申込手続き  
応募申込書に必要事項および自主放送番組についての

ご意見やご提案を必ず記述し、企画財政課情報管理係に持参、郵送またはe-mailにより提出してください。  
●応募申込書の入手方法  
企画財政課情報管理係および「iネット飯山」のホームページ(飯山市公式ホームページからも入ることが可能)で、応募申込書様式等をダウンロードできます。  
●選考方法 提出された「応募申込書」により選考を行います。  
●選考結果の通知 平成23年3月下旬(予定)に、郵送により本人あて通知いたします。  
●開催回数 年2回程度(場合によっては若干回数が増えることもご承知ください)  
●その他 会議は平日、2時間程度を予定

## 今年「小規模な工事や修繕」の 受注希望者登録更新の年です。

飯山市が発注する建設工事の入札に参加するために、建設業法第3条に定められた建設業の許可を受けていることと許可行政庁(国または県)の経営事項審査を受けていることが必要ですが、これらの許可や審査を受けていない方については、代わりに「飯山市小規模工事等受注希望者登録」の申請をすることができます。

■受付期間  
3月1日(火)～3月31日(木)

## 税の申告期限は3月15日まで

### 申告の時間短縮のため、事前準備をお願いします。

毎年市内各地区を巡回して開催している「税の申告相談」では、より多くの皆さんの相談をお受けするため、以下の事項について事前の準備をお願いします。

- 農業所得、不動産所得、営業所得を申告される方  
必要経費の項目ごとに領収書をまとめ、合計金額を計算しておいてください。
- 医療費控除を受けられる方  
医療費控除を受ける場合は、誰がどの医療機関(薬局)

でいくら支払ったかの記入が必要ですので、対象となる領収書は次のとおり整理してご持参ください。  
なお、入院などで生命保険や健康保険からの給付を受けた場合の給付金等は医療費から差し引くこととなりますので、金額の確認をお願いします。  
①家族の個人ごとに分ける。  
②次に、病院・医院等(薬局)ごとに分け、それぞれの合計金額を計算する。

## 引越しの多い時期にあわせ 臨時日曜窓口を開設します

市では市民の皆さんの転出・転入の届出が増える3月末と4月初めに、平日市役所に来庁できない方が引越しに伴う手続きを済ませるための臨時日曜窓口を次のとおり開設します。

### 取扱業務内容

- ◆主に転出・転入に関する手続き
- ・転入、転出、転居届など住民異動に関する届書の受理
- ・各種証明書の発行(戸籍・除籍、住民票、印鑑証明等)
- ・印鑑登録(新規、亡失、変更)
- ・国民健康保険資格の異動および保険証の発行・回収
- ・各種戸籍届書の受理
- ※対応できない業務
- ・住基カードの受付、発行
- ・外国人登録、証明の発行
- ・臨時運行許可
- ・改葬許可
- ・持ち物
- ・印鑑(認印)
- ・本人を証明する顔写真付きの公的機関発行の証明書(運転免許証、パスポートなど)

「臨時日曜窓口」開設日  
(全3回、いずれも日曜日午前のみ)  
◇3月20日(日)  
◇3月27日(日)  
◇4月3日(日)  
※開設時間はいずれも午前8時30分～正午  
へお問い合わせください。

「土曜証明窓口」ご利用ください  
毎週土曜日の午前に行っている住民票等の証明窓口も引き続きご利用ください。(詳しくは17ページをご覧ください)